

阿賀野市告示第164号

阿賀野市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年10月6日

阿賀野市長 田中清善

阿賀野市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱（令和4年阿賀野市告示第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「領収書の原本又は写し」を「支払いの事実がわかるもの」に改め、同項第2号を次のように改める。

（2） システムの登録会員であることを証明するもの

第4条第2項を削る。

第5条中「第1項」を削る。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（補助金の交付等に係る情報提供）

第6条 市長は、第4条の申請があったときは、補助金の交付決定に関して、にいがた出会いサポートセンターに照会し情報提供を受けることができる。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

【申請者】

住 所：〒 ー  
阿賀野市

氏 名：

生年月日： 年 月 日

電話番号：

「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付申請書兼実績報告書

新潟県婚活マッチングシステム登録料補助金の交付を受けたいので、新潟県婚活マッチングシステム登録料補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

なお、補助金の交付に係る審査のため、市長が住民登録情報並びに市税の納付状況について関係部署に確認することに同意します。

1 申請及び実績

登録年月日	年 月 日		
登録料	円	申請交付額	円

2 補助金の振込口座 ※補助金の振込先は、利用者本人の口座とします。

銀行 ・ 信用組合 ・ 農業協同組合 労働金庫 ・ その他										
				支店 本店	預金種別	普通(総合) ・ 当座				
口座番号										※右詰めで記入
フリガナ										氏と名の間は 1マス空ける
口座名義人										

【添付書類】※補助金の交付申請の際に必ず提出してください。

- 入会登録に係る支払いがわかるもの
- 「“ハートマッチ”にいがた」の会員であることがわかるもの

《市処理欄》※この欄は記入しないでください。

【初回登録会員】 適 ・ 否 【確認日】 年 月 日

【にいがた出会いサポートセンター担当者名】

第2号様式中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の阿賀野市「新潟県婚活マッチングシステム」登録料補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。